

令和7年7月9日
大阪府総務部契約局

**委託役務契約における賃金等の変動にかかる
変更協議手順（暫定版）の策定について**

大阪府では、労務費の上昇等による変更協議の手続きについて「委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）」を定めましたので、お知らせします。

記

1 対象業務

1年を超える複数年契約期間の案件で、かつ、残契約期間が基準日から2ヶ月以上ある業務（インフレスライド条項のあるものを除く）

2 手続き

変更協議の請求は、別紙様式を発注課にご提出ください。

手続き等の詳細な事項は、「委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）」をご覧ください。

なお、請求内容を検討の上、変更契約の可否の判断を行いますので、請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことにご留意ください。

3 施行日

令和7年7月9日

問い合わせ先
総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ
代表 06—6941—0351 （内線 5345）

〔受注者からの協議請求〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府 様

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

委託役務契約書第〇〇条に基づく契約金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、労務費の上昇等により、委託役務契約書第〇〇条の規定に基づき契約金額の変更を協議します。

なお、契約金額が変更された場合は、その趣旨を承知したうえで、従事者への賃金水準の引上げについて適切に対応します。

記

1. 業 務 名

2. 契約金額 ￥

3. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 変更請求概算額 ￥

6. 概算残契約金額 ￥

概算残契約金額とは、契約金額から希望基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額

7. 労務費の上昇内容

現在の労務費（円）	労務費の上昇率	労務費の上昇額（円）

8. 根拠資料

※労務費変動の根拠とする賃金水準は、各業務において積算に用いる公共工事設計労務単価、国の賃金に係る統計の単価や最低賃金等の上昇率など、原則として、国等により公表されているものとします。（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」より）

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はありません。

委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）

1. 変更協議の請求

- (1) 労務費の変動に基づく受注者からの変更協議の請求は、発注課に別紙様式を提出することにより行うこととする。
- (2) 変更協議の請求は、1年を超える複数年契約期間で、2. (2)に定める残契約期間が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上ある業務を対象とする。
- (3) 直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からの変更協議の請求は、1回を基本とする。

2. 協議の手順

- (1) 受注者から契約金額の変更について申出があった場合は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。
- (2) 協議は原則として、別紙「協議手続きフロー」の手順で行う。
協議請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。
 - ① 協議請求日：発注者又は受注者が契約金額の変更の協議を請求した日
 - ② 基準日：残業務量を算定し、変更後の単価を適用する日
協議請求日とすることを基本とするが、それにより難しいときは、発注者と受注者とが協議して定める
 - ③ 残契約期間：基準日以降の契約期間
- (3) 検討の結果、契約変更ができるものに該当しないと判断される場合は、その旨を速やかに回答するものとする。

3. 契約金額の変更

- (1) 変更金額は、当該業務に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額の受注者負担割合に相当する金額を超える額とする。歩掛の変更については考慮しない。
- (2) 基準日における残業務量を算定するために行う出来高数量の確認は、業務出来高内訳書等により行うものとする。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務量は、出来高部分に含めるものとする。

4. 留意事項

1. (1) により請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことに留意すること。

5. その他

- 本取扱いによりがたい場合は、受注者と協議のうえ個別に定めることとする。

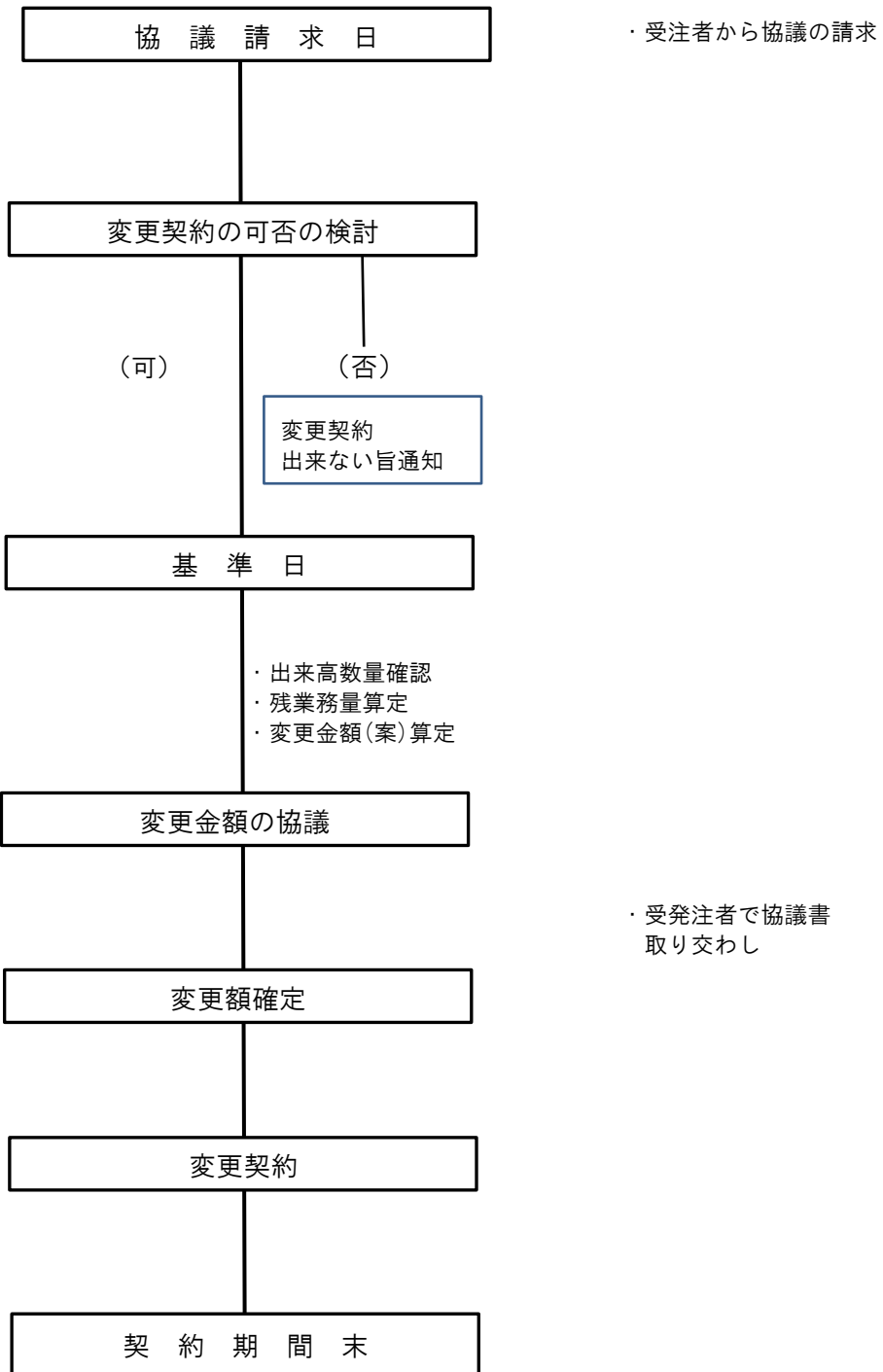
6. 適用日

- 本取扱いは、令和7年7月9日から適用する。

協議手続きフロー

手続き項目

備考



(別紙様式)

〔受注者からの協議請求〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府 様

受注者所在地
商号又は名称
代表者氏名

委託役務契約書第〇〇条に基づく契約金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、労務費の上昇等により、委託役務契約書第〇〇条の規定に基づき契約金額の変更を協議します。

なお、契約金額が変更された場合は、その趣旨を承知したうえで、従事者への賃金水準の引上げについて適切に対応します。

記

1. 業 務 名

2. 契約金額 ￥

3. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 変更請求概算額 ￥

6. 概算残契約金額 ￥

概算残契約金額とは、契約金額から希望基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額

7. 労務費の上昇内容

現在の労務費（円）	労務費の上昇率	労務費の上昇額（円）

8. 根拠資料

※労務費変動の根拠とする賃金水準は、各業務において積算に用いる公共工事設計労務単価、国の賃金に係る統計の単価や最低賃金等の上昇率など、原則として、国等により公表されているものとします。（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」より）

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はありません。

「委託役務契約における賃金等の変動に係る変更協議手順（暫定版）」 F A Q

NO.	質問	回答
1	今回の「委託役務契約における賃金等の変動に係る変更協議手順（暫定版）」の対象は何か。	・ 1年を超える複数年契約期間の案件で、契約残期間が基準日から2か月以上ある業務が対象です。（インフレスライド条項のあるものを除きます） インフレスライド条項のある本府の委託役務契約書を用いる委託役務業務（※）の契約は、「賃金等の変動に対する委託役務契約書におけるインフレスライド条項の運用マニュアル（暫定版）」平成29年4月（令和3年4月1日様式改訂）により取扱います。 ※公共工事設計労務単価を採用して積算を行う業務 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「土木施設維持管理業務（種目コード041）」、「草地管理（種目コード050）」、「樹木管理（種目コード051）」、「森林管理（種目コード193）」
2	別紙様式は、どこに提出すればよいのか。	発注課にご提出ください。
3	協議請求した場合、必ず変更契約の対象となるのか。	請求内容を検討の上、契約の可否の判断を行いますので、請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことにご留意ください。
4	協議請求の提出回数に制限はあるか。	直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からの変更協議の請求は、1回を基本とします。
5	基準日はどのような日付になるのか。	基本、協議請求日を基準日とします。なお、協議請求日の遡りは認められません。 なお、基準日について、発注課と受注者が協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合は、新しい賃金水準の変更がなされた日を基準日としてください。
6	（別紙様式）7. 労務費の上昇内容のうち、現在の労務費とは、どのような金額を記載するのか。	当該業務にかかる御社における労務費を記載してください。
7	（別紙様式）8. 根拠資料には、どのような資料を添付すれば良いのか。	賃金変動の根拠とする賃金水準は、各業務において積算に用いる公共工事設計労務単価、国の賃金に係る統計の単価や最低賃金等の上昇率など、原則として、国等により公表されているものとします。（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」より）

物件費の上昇等にかかる変更協議について

物件費の上昇に伴う変更協議についても、原則として「委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）」に沿って取扱います。労務費を適宜物件費と読み替えてください。

◎変更協議の請求について

- ・適用対象契約は労務費と同様です。
- ・「変更協議の請求」は、各年度1回を基本とします。

（協議請求書（別紙様式）について）

物件費の上昇に伴う請求内容について本様式に沿って各項目を記載してください。「物件費の上昇内容」については、対象品目ごとに「現在の物件費」、「物件費の上昇率」及び「物件費の上昇額」を記載してください。

物件費上昇の「根拠資料」については、協議する対象品目毎の上昇内容（単価、上昇率等）がわかるもの（物価資料又は見積書（原則複数者））を添付してください。なお、上昇率については、請求時点の過去1年間の上昇率がわかるものとしてください。

なお、請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことに留意してください。